

金沢商工会議所 商談会・展示会等参加費助成金制度要項

令和6年4月1日現在

1. 目的 全国の商工会議所が主催、共催、協力、協賛、後援する商談会、展示会等への参加経費の一定額を助成することで会員企業の負担を軽減し、新たな販路開拓の動機付けとするもの。
2. 申請者 当所会員事業所（先着10事業所）
3. 申請対象 全国の商工会議所が主催、共催、協力、協賛、後援する石川県外で開催される事業者を対象とした（BtoB）商談会、展示会等の内、当所が認めるもの。
1事業所につき同一年度1回、通算3回まで利用可能
※但し、過去に参加した商談会、展示会等は申請対象外
4. 対象経費
及び
助成内容 ①宿泊費・交通費として上限30,000円（税込）
※宿泊費は開催が複数日の場合または準備の為に前泊が必要な場合のみ対象。
※宿泊費は1泊につき、1名あたり上限10,000円（税込）。
※交通費は鉄道料金・高速料金・航空料金等が対象。但し燃料費は対象外。
※開催地及び隣県に支店等があり、そこから参加の場合は対象外。

②出展・参加に必要な経費として上限50,000円（税込）
※例：出展料、参加費、ブース設営費、小間装飾料、運搬費等

*国、県、市等の補助金と内容が重複する申請は認められません
5. 申請手続 申請書（様式1）に必要事項を記入し当所に提出する。
※参加する商談会、展示会の趣旨、規模、形態、PR効果等を考慮して助成を認めない場合がある。
6. 報告手続 対象経費の支払いが客観的に明らかとなる資料（社外発行の領収書、振込確認書等）、報告書（様式2）、請求書（様式3）および参考資料（写真等）、を添え、商談会、展示会の終了後10営業日までに当所に提出する。
7. 交付手続 報告資料受理後、確認・精査の上、原則、翌月10日に指定の銀行口座に振込にて交付する。
8. 特記事項 ①助成金の振込後、事実と異なる事態が判明した場合、交付を取り消しとし、助成金および振込手数料相当額の返還を求め、以後の申請を禁止することとする。
②この要項に記載のない事項は、協議の上、決定するものとする。
9. 担 当 金沢商工会議所 企業支援グループ TEL: 076-263-1157